

令和2年2月28日

倉敷市立小学校長様

倉敷市教育委員会

倉敷市立の小学校における休業中の児童の緊急一時預かりについて

新型コロナウイルス感染症対策として実施する休業に伴い、休業期間中にどうしても家庭で過ごすことができない児童について、次の通り小学校において緊急一時預かりを実施していただくこととしました。学童保育を利用している児童、利用していない児童にかかわらず、保護者の就労が困難となる家庭等、特別な事情がある児童について感染症対策等を行った上で対応方よろしくお願いいたします。

記

- 1 期間 令和2年3月2日（月）～令和2年3月26日（木）の平日
- 2 時間 学校の始業時間～午後2時
- 3 昼食 弁当を持参
- 4 申し込み 3月2日（月）より保護者から「利用申込書」を提出してもらう
- 5 服装 私服（学童保育時と同様）
- 6 登下校 保護者の責任で行う（登校は学校への登校に準じますが、集団登校にはならない）
学童保育へのお迎えは通常通り

問い合わせ先
倉敷市教育委員会
指導課 426-3831